

平成15年7月14日

宮崎県 福祉保健部  
衛生管理課長 寺田孝則殿

貴殿に対し宮崎県民として以下の事を求める。不正な法令、条例の運用は放置できない。

1. 現在まで、門前払いにしている抑留犬猫に対する里親希望者、里親探しの協力者に対し、法令、条例に基づいた対応を求める。
2. 引き取り犬に対する即日殺害は対象の犬の生存の機会を奪う妨害になっており、法令、条例違反であるので本日から引き取り犬に対する即日殺害行為の停止を求める。

以上、この件に関し、適正な事務処理を求める。対応、回答については議員への説明資料にする事を付記しておく。

野中龍彦

2 4 5 - 3 5 5  
平成15年8月18日

野中龍彦 様

宮崎県福祉保健部衛生管理課長

宮崎県における動物管理業務の取り組みについて（回答）

平成15年7月14日付けで照会のあった事項については以下のとおりです。

記

- 1 抑留犬については狂犬病予防法第6条及び宮崎県犬取締条例第8条に基づき処分を行っておりますが、抑留期間を経過した犬の譲渡は県内8保健所で実施しております。平成14年度は県で実施した譲渡会以外に131頭を払い下げしております。

但し、抑留期間を経過した犬の元の飼い主が現れた場合の犬の所有権は、払い下げを受けた新しい飼い主との間で話し合いによる解決をする旨の誓約書を取っております。

猫は動物の愛護及び管理に関する法律第18条に基づき引き取っております。

- 2 飼えなくなった犬及び猫は、動物の愛護及び管理に関する法律第18条に基づき引き取っております。宮崎県では引取犬について「犬の引取り申請書」により所有権の喪失及び処分の了承を得ております。また、犬管理所では引取犬を長期間飼養する檻の余裕がありませんので、県内3ヵ所の犬管理所の処分日より処分することになります。

しかし、保健所では引取犬として子犬が持ち込まれた場合等は宮崎県が開設するホームページで新しい飼い主を捜すために、所有者の説得を行い、飼養の継続をお願いしております。また、親犬が継続飼養されている場合には適正な繁殖制限について指導を行っております。さらに、保健所では犬が欲しいとの問い合わせに対し、引取犬や抑留期間の経過した犬の紹介をしております。

乳肉衛生係  
担当 熊元、黒木  
TEL 0985-26-7077  
FAX 0985-26-7347

生存の概念は 何ですか？

平成15年9月3日

宮崎県 福祉保健部  
衛生管理課長 寺田孝則様

平成15年8月18日付けの文書「宮崎県における動物管理業務の取り組みについて（回答）」についての確認

記

1. 衛生管理課は抑留期間を経過した犬及び引取犬について、病気の犬や攻撃性がある犬以外は譲渡しているとの事ですが、それ意外の理由で譲渡を拒否する事はないという事で間違いないでしょうか？明確な回答を求めます。
2. 抑留猫について、譲渡を拒否している根拠の説明が未だありませんので、明確な回答を求めます。
3. 衛生管理課の動物に対する「処分」の定義の説明を求めます。

野中龍彦

2 4 5 - 4 1 8  
平成15年9月12日

野 中 龍 彦 様

宮崎県福祉保健部衛生管理課長

宮崎県の動物管理業務に対する問い合わせについて（回答）

平成15年9月3日付けで問い合わせのあった事項については以下のとおりです。

記

- 1 基本的には、前回お答えしたように、抑留期間を経過した犬及び引取犬の譲渡は、病気の犬や攻撃性の有る犬を除いて行っております。しかし、犬管理所での犬の収容能力等により、長期間の飼育が困難なため、譲渡希望者が現れた時に、希望する犬がないこともあります。

また、犬を譲渡する場合は、飼育する上で「狂犬病予防法」、「宮崎県犬取締条例」、「動物の愛護と管理に関する法律」、「宮崎県動物の愛護と管理に関する条例」を遵守して適正飼育することを指導しております。このことから、犬の適正飼育をできない方が譲渡を希望されても譲渡をお断りする場合があります。

- 2 引き取った猫の譲渡が進んでいない理由は、以下のとおりです。

①保健所に対し、猫を飼育したいという飼育希望者からの問い合わせがほとんどありません。

②引き取る猫のほとんどが、授乳期中の生まれたばかりの子猫であるため、生存の機会が著しく低く、譲渡には適していないと考えております。

（猫は飼養する上でも、遊びのルールを体験したり、排泄の仕方を学ぶ10～12週までは母親や兄弟姉妹たちと過ごし、社会化を育むことが大切です）

③犬管理所の建設時の目的は、犬の抑留処分であり、猫の飼養は想定されていなかったもので、猫は犬の処分日に合わせ、短日間で処分されております。

保健所では、猫が持ち込まれた時に継続飼養、他の方への譲渡等の指導をしておりますが、多くの飼育者は保健所に安楽死処分を依頼されます。

また、処分を依頼される猫のほとんどは子猫なので、親猫に対する不妊去勢手術等の指導も行っています。

3 衛生管理課では、犬管理所で行っております炭酸ガス方式による犬・猫の安楽死を処分と認識しております。しかし、率先して行っているものではありません。

当課では、「動物の愛護と管理に関する法律」、「宮崎県動物の愛護と管理に関する条例」に基づき、動物の飼養などに関して啓発を行い、少しでも不幸な命が減少するように努めて参りたいと考えております。

また、平成14年3月に開設したホームページ「みやざきドッグ愛ランド」のより効果的な活用を図り、多くの犬や猫が保健所に持ち込まれる以前に譲渡が可能となるように検討して参りたいと考えております。

乳肉衛生係  
担当 熊元、黒木  
TEL 0985-26-7077  
FAX 0985-26-7347